

# 【全体概要】 アジアにおける国際ビジネスと法

高杉 直  
同志社大学法学部 教授

## I はじめに

日本企業の国際ビジネスにとって、世界経済の成長センターであるアジア地域を無視することはできない。実際にも、多数の日本企業がアジア地域に進出している。しかし、アジアは多様であり、ビジネス慣行も地域ごとに異なっており、各地域の実情を知らなければ痛い目に遭うことになる。

本シンポジウムは、アジア地域でビジネスを行っている日本企業に対して示唆を提供することを目的として、アジアで国際ビジネスを行う際の「勘所」について、ビジネス実務と法律実務という複眼的な視点から検討するものである。

本シンポジウムは、4人の専門家による個別報告と質疑応答から成っている。本稿では、個別報告の背景と目的を簡単に紹介する。

## II 個別報告の背景と目的

### 1 東アジア（特に中国）

東アジアは、日本にとって最も地理的に近く、交流の歴史も長い地域である。この中で最も重要なのは、中国であろう。これまで、多くの日本企業は、欧米を最終需要地とするグローバル・バリューチェーンの一環（生産

拠点）として中国に現地法人を設立して、その現地法人との間で中間財（鉄鋼・化学品の部材、電子部品等）や資本財（工作機械、建設機械等）の取引を拡大してきた<sup>1</sup>。しかし、近時は、人件費の上昇等もあり、中国の生産拠点としての位置づけには陰りが見えつつある。中国政府の投資から消費への転換という方針もあり、逆に、販売拠点（市場）としての魅力を増しつつある<sup>2</sup>。

このようなビジネスの状況に関連して、法律上の問題にも留意が必要となってくる。第1に、商業賄賂の問題である。中国では、取引先などに対して取引機会等の商業上の不正な利益を得るために財物等を供与する行為について、商業賄賂として行政罰や刑事罰の対象になる点である。販売拠点として中国市場を開拓する際には、商業賄賂に関する理解が不可欠である。この問題については、村上幸隆会員（関西大学・教授、弁護士）による「中国における商業賄賂を中心に」と題する報告で詳細に扱われている。

第2に、生産拠点および販売拠点としての中国に関わるものであり、ビジネスから生ずる紛争の解決方法の問題である。中国でビジネスをする際には、商事紛争や労働紛争などを避けることはできず、紛争解決方法を理解する必要がある。この問題を詳細に扱うのが、梶田幸雄会員（麗澤大学・教授）による

<sup>1</sup> 経済産業省『平成28年版通商白書』148頁。

<sup>2</sup> 同上・158頁を参照。

「中国におけるビジネス紛争解決」と題する報告である。

## 2 東南アジア

東南アジアは、日本企業の国際ビジネスにとって近時ますます重要となっている地域である。この背景として、第1に、近時、多くの日本企業が、中国一辺倒の海外進出から「チャイナ・プラス・ワン」へと政策変更を行っていることが挙げられる。これは、中国のポリティカル・リスク、人件費の上昇や経済の減速傾向などを契機として、中国ビジネスのリスクを分散するとともに東南アジアでの長期的な収益の獲得を目的とするものである。第2に、「アセアン経済共同体（AEC）」の2015年末の発足が挙げられる。AECは、域内総人口6億人、名目GDPおよび域内総貿易額がいずれも2兆ドルを超える巨大な経済圏であり、人件費もなお安く、将来が期待できる市場である<sup>3</sup>。

このような状況を背景に、日本企業の直接投資は激増しており、今後ますます増えることが予想される。その際、東南アジア各国の投資規制に関する理解が不可欠となる。この問題を詳細に扱うのが、阿部道明会員（中央大学・教授）による「東南アジアにおける投資規制」と題する報告である。

## 3 その他のアジア

中央アジアや西アジアでは、特に資源開発やインフラ整備の分野で、日本企業が活躍している。このような国際建設契約において頻繁に使用されるのが、「国際コンサルティング・エンジニア連盟」（Fédération Internationale

des Ingénieurs-Conseils (FIDIC: International Federation of Consulting Engineers)) の標準契約約款である（FIDICの標準契約約款は、これらの地域に限らず、他の地域での国際建設契約でも頻繁に使用されている）。FIDICの標準契約約款の下では、発注者やエンジニアと請負者（コントラクター）の間で意見の相違があり、合意が成立しない場合には、ディスプレイ・ボード（DAB）が決定することになっている。このような国際建設契約紛争の解決方法の詳細を扱うのが、大本俊彦氏（京都大学・特命教授）による「アジアにおける国際建設契約紛争の予防と解決」と題する報告である。

## Ⅲ おわりに

シンポジウムでは、多数の会員が出席し、予定時間を超過するほどの活発な質疑応答がなされた。紙面の制約上、質疑応答の内容を紹介できないのが残念であるが、逆に、国際ビジネスに関心をお持ちの方には、国際商取引学会に入会して研究大会に参加することを強く勧めたい。

最後に、魅力的な内容の個別報告を行っていただいた4人の報告者、シンポジウムを円滑に進めていただいた会場校である神戸大学の齋藤彰教授と学生の皆様、そして、シンポジウムに参加して盛り上げていただいた皆様に、この紙面を借りて御礼申し上げます。

<sup>3</sup> AECについては、例えば、「特集 ASEAN経済共同体の実現と日本」アジア研究62巻3号（2016）、三浦有史「ASEAN経済共同体（AEC）の行方——日中の狭間で揺れる6億人市場の帰趨——」JRIレビュー 3巻33号28頁（2016）などを参照。